

## 電子契約に関するQ & A

R7. 9時点

| No. | 項目    | 質問内容                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 事前準備  | 事業者が電子契約を利用するに当たり、費用は発生しますか？                                                                                     | 電子契約システムを利用するに当たり、事業者の費用負担はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2   | 事前準備  | 電子契約を利用するに当たり、事業者が電子契約サービス事業者と契約する必要がありますか？                                                                      | 事業者が、電子契約サービス事業者と契約する必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3   | 事前準備  | 利用者メールアドレスは電子入札システムに登録してあるメールアドレスを使用する必要はありますか。                                                                  | 電子入札システムと同じメールアドレスでなくても問題ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4   | 事前準備  | 契約締結証明書はGMOサインのアカウントを作成しないと取得できないのでしょうか。                                                                         | 契約締結済み文書の契約締結証明書の発行を行う場合はアカウント作成が必要となります。無料アカウントの作成は署名完了後の画面、もしくはお申込みフォームから作成いただけます。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5   | 事前準備  | 事業者は電子契約を行うに当たり、パソコン・スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。                                                              | 電子契約システムにて契約締結を行うに当たり、メールアドレスが必要です。また、契約締結済み契約書の「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認するためには、パソコン・スマートフォン等にAdobeAcrobatReaderがインストールされている必要があります。                                                                                                                                                                                                                               |
| 6   | 事前準備  | 電子契約システムを利用する場合の推奨環境を教えてください。                                                                                    | <p>本市の利用する電子契約システムはブラウザ上で動作するシステムです。各OS（オペレーティングシステム）での推奨環境は以下の通りです。</p> <p>&lt;Windows&gt;<br/> Windows 10 以上<br/> （ブラウザ）<br/> Google Chrome 最新版、Firefox 最新版、Microsoft Edge（Chromium版） 最新版</p> <p>&lt;Macintosh&gt;<br/> MacOS 13.0 以上<br/> （ブラウザ）<br/> Safari 最新版、Google Chrome 最新版</p> <p>なお、いずれのブラウザでもAdobe社のPDF Reader等のプラグイン（アドオン）がインストールされている必要があります。</p> |
| 7   | 申込手続き | 利用申請書の記載方法について、右上の欄の受任者とは、誰のことを指しますか？また、契約事務担当者は誰でも良いですか？                                                        | 受任者は業者登録において、委任先を設定している場合の委任先を指します（本店の場合は代表者を記載してください。）。契約事務担当者は、契約締結にあたり、必要な社員の方を適宜設定してください。ただし、契約事務担当者を設定する場合は、1名までとします。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 8   | 申込手続き | 建設関連コンサルタント業務の入札において、従来提出が不要であった積算内訳書の提出が電子入札システムで求められています。指名競争入札の場合、設計図書に積算内訳書の様式がありませんが、積算内訳書の様式は不問ということでしょうか？ | 電子契約の試行導入に伴い、建設関連コンサルタント業務の電子入札の方法が変更となっています。積算内訳書を「電子契約利用申請書又は従来型契約（紙）希望申出書」と読み替え、必要な電子データを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 電子契約に関するQ & A

R7. 9時点

| No. | 項目    | 質問内容                                                                             | 回答                                                                                                                                                                               |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 申込手続き | 電子入札システムで積算内訳書を提出する際に併せて提出することになっていますが、どのように提出すればよいですか？                          | 積算内訳書と利用申請書を1つのフォルダに保存し、ZIPファイル化して、電子入札システム上で提出してください。                                                                                                                           |
| 10  | 契約手続き | 紙契約の場合は落札後、契約書の受取日時について連絡がありましたが、電子契約の場合は、どのようにすればよいですか？                         | 原則、落札決定翌営業日中に電子契約システムから署名依頼が電子契約利用申請書記載のメールアドレス宛に届きますので内容を確認してください。                                                                                                              |
| 11  | 契約手続き | 電子契約書には収入印紙は必要ないということですか？                                                        | 電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。                                                                                                                                         |
| 12  | 契約手続き | 姫路市から電子契約署名依頼のメールを受信し、電子署名の処理を行おうとした際、電子契約書に誤りがあることに気が付いた場合は、どのように対応すればよいのでしょうか？ | 契約書類の内容に誤りなどを発見した場合は、お手数ですが、速やかに財政局財務部契約課まで連絡してください。契約課から取消処理を行います。                                                                                                              |
| 13  | 契約手続き | 電子契約サービスにより電子署名を行う上で、自社の印影を電子契約サービス上に登録する必要はありますか？                               | 事業者の印影を登録する必要はありません。本市の電子契約においては、電子署名しても印影が表示されない（不可視署名）形式を採用しています。                                                                                                              |
| 14  | 契約手続き | 紙契約か電子契約の選択は、落札後に選択するのですか？                                                       | 入札時に電子契約利用申請書を電子入札システムから送信してください。また、契約保証金等については従来とは異なり、電子契約利用申請書提出時点に利用される内容を決定してもらいます。                                                                                          |
| 15  | 契約手続き | 今まで契約書と一緒に提出していた書類(誓約書・保険証券等)はどうすればいいのでしょうか？                                     | 電子契約の試行導入に併せて、契約の保証についても電子化の試行運用を開始しています。これに併せてその他の書類についても電子ファイルによる提出を認める運用としています。具体的な手続きについては別添「契約の保証及び前払金保証等の電子化について」及び「電子契約の導入並びに契約の保証及び前払保証の電子化に伴う入札・契約手続きにおける変更点」を参照してください。 |
| 16  | 契約手続き | 署名依頼メール受信から署名を行うまでの期限はありますか。                                                     | 契約書記載の契約日までに必ず署名を行ってください。                                                                                                                                                        |
| 17  | 契約手続き | 電子契約により契約締結した案件については、その後の書類（各種届出書、請求書等）のやり取りも電子化されるのでしょうか？                       | 電子契約及び契約の保証、前払保証の電子化に併せて契約締結時の提出書類は従来通りの書面提出に加え、電子メールでの提出も可能としています。具体的な手続き方法は別紙「電子契約の導入並びに契約の保証及び前払保証の電子化に伴う入札・契約手続きにおける変更点」を参照してください。<br>担当課に提出する書類については従来通りとなります（前払金申請手続きを除く）。 |
| 18  | 契約手続き | 落札したが、一向に電子契約システムから署名依頼が届かない。                                                    | 本市からの署名依頼は、概ね落札決定の翌日に行います。その日以降になっても署名依頼が届かない場合は、誤ったメールアドレスを届出している可能性がありますので、電子契約利用申請書をご確認ください。                                                                                  |

## 電子契約に関するQ & A

R7. 9時点

| No. | 項目    | 質問内容                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 契約手続き | 添付書類をダウンロードする前に電子署名をしてしまいましたが、自社で電子署名後に契約書や添付書類をダウンロードするにはどうすればよいですか？ | 署名後、本市が電子署名するまでは書類の確認ができなくなるため、書類の確認やダウンロードは署名前に行うよう注意してください。<br>なお、GMOサインの無料プランでアカウントを作成していれば、次回以降は同様の状況でも確認ができるようになりますので、アカウント作成をご検討ください。                                                                        |
| 20  | 変更契約  | 電子契約を締結後、その案件に対して契約変更を行う場合は、どのような流れで行いますか？                            | 原則、変更契約についても、電子契約により変更契約を締結することになります。手続きの変更点については別紙「電子契約の導入並びに契約の保証及び前払保証の電子化に伴う入札・契約手続きにおける変更点」を参照してください。                                                                                                         |
| 21  | 変更契約  | 当初に紙契約で契約締結しましたが、変更契約で電子契約を利用することはできますか？                              | 当初契約が電子契約の場合に限り、電子契約で変更契約することができるものとします。                                                                                                                                                                           |
| 22  | その他   | 電子契約について質問したい場合は、どこに問い合わせればよいでしょうか？                                   | 1 電子契約の運用等については姫路市財政局財務部契約課（079-221-2236）へ御連絡ください。<br>2 電子契約の操作で不明な点や不具合についての御質問は、GMOの次の宛先にお電話ください。<br>電子印鑑GMOサイン運営事務局<br>・電話番号03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）<br>・メールアドレス support@cs.gmosign.com                 |
| 23  | その他   | 紙の契約書で「○字削除、○字加入」といった契約書の訂正を行っていた場合、電子契約ではどのようにするのでしょうか？              | 契約書の訂正については、訂正の内容によってその後の手続きが異なるため、電子契約を締結後、契約書の誤りに気付いた場合は、速やかに財政局財務部契約課まで連絡してください。                                                                                                                                |
| 24  | その他   | 締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか？                                          | 電子契約書の容量が合計6MB以内であれば、「電子署名完了のお知らせ」メールに直接電子契約書が添付されます。また、合計6MBを超える場合は、当該メールのダウンロードボタンから、署名完了後14日以内であれば何回でもダウンロードが可能です。14日を超えるとダウンロードができなくなるため、忘れずにダウンロードをしてください。<br>なお、15日を超えてダウンロードをする必要がある場合は、無料アカウントの作成が必要になります。 |
| 25  | その他   | 工事完了後、請求書等は電子データでも良いのですか？                                             | 請求書等は従来のおり紙で提出してください。                                                                                                                                                                                              |
| 26  | その他   | 無料アカウントは作成する必要があるのでしょうか？                                              | 無料アカウントを作成しなくても電子契約及び電子契約書のダウンロードはできますが、無料アカウントを作成することで、電子契約書の一元管理や契約締結証明書のダウンロードが可能となります。                                                                                                                         |
| 27  | その他   | 無料アカウントを作成すると、姫路市と締結した電子契約書がすべて確認できるということでしょうか？                       | 無料アカウントを作成すると、そのアカウントに登録したメールアドレスを使用して締結した電子契約書をすべて確認することができます。また、無料アカウントを作成した時点で、過去30日以内に同じメールアドレスを使用して締結した電子契約書についても、そのアカウントに紐づけられ、同様に確認することができます。                                                               |

電子契約に関するQ & A

R7.9時点

| No. | 項目     | 質問内容                                                                        | 回答                                                                                                                                                                          |
|-----|--------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28  | 契約書データ | 電子署名済みのPDFデータ（以下「電子契約のPDFデータ」という。）のファイル名を変更しても問題ないでしょうか？                    | 電子契約のPDFデータのファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。ただし、PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないでください。                                               |
| 29  | 契約書データ | 電子契約のPDFデータにPDF編集ソフト等で補記したいが、可能でしょうか？                                       | PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないでください。                                                                                                             |
| 30  | 契約書データ | 電子契約書をダウンロードして確認しましたが、「署名の完全性は不明です」や「少なくとも1つの署名に問題があります」と表示されます。どうすればよいですか？ | パソコンにインストールされたAdobe Acrobatのルート証明書（証明書を検証するための証明書）が読み込めていない、または最新でない場合に署名情報の検証が行えず、エラーとなっている可能性があります。<br>GMOサイン ヘルプセンターホームページの「AcrobatでPDFを確認するとエラーメッセージが表示される」の内容をご確認ください。 |